

国空用第320号
平成30年8月16日

群馬県 危機管理監 あて

国土交通省航空局交通管制部
運用課長

飛行計画の通報等の遵守について

平成30年8月10日、群馬県防災航空隊所属の回転翼航空機が群馬県吾妻郡中之条町の山中に墜落し、搭乗者9名全員が死亡する航空事故が発生した。

当該事故の原因については、現在運輸安全委員会で調査中であるが、貴県に対する事実確認により、次の事項が判明した。

1. 当該航行について、航空法第97条第2項に基づき通報した飛行計画以外の場所に離着陸し、搭乗を行っていたこと。
2. 当該航空機が飛行計画で定めた飛行が終わっていない段階で、航空法第98条に基づく到着の通知を行っていたこと。

上記のほか、当該機の動静が把握できなくなったにも関わらず、航空局の運航監視機関への連絡を速やかに行わなかったことが確認されている。

飛行計画の通報や到着の通知、航空機の動静に関する情報は、迅速な航空機の捜索救難活動のための重要な情報であり、上記のような事実によって捜索救難活動の開始が遅れたことは遺憾である。

については、捜索救難活動における飛行計画の通報や到着の通知に関する情報の重要性を認識し、飛行計画の通報等の遵守について徹底されたい。

また、航空機の運航にあたって、当該航空機の動静の把握に努めるとともに、航空機の捜索救難を必要とする状態を知り得た場合には、直ちに航空局の運航監視機関等に連絡するよう留意されたい。

なお、上記事実に至った原因等について調査し、必要な再発防止策を検討のうえ、その結果を報告されたい。